

## 川崎市請負工事成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は、川崎市請負工事監督規程第35条及び川崎市請負工事検査規程第14条に定めのある工事成績評定（以下「評定」という。）について定めたもので、公共工事の品質の確保を図るために的確な評定を実施し、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として1件の請負金額が500万円以上の請負工事について行うものとする。

### (評定者)

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、工事の請負契約についての検査を行う検査員（以下「検査員」という。）及び監督を行う主任監督員及び総括監督員（以下「監督員」という。）とする。

### (評定の内容)

第4条 評定は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 工 事 成 績 : 工事の施工状況、目的物の品質及び出来形等を評価
- (2) 工事の技術的難易度 : 構造物条件、技術特性等工事内容の難しさを評価
- (3) そ の 他 : 企業からのVE提案及び総合評価落札方式による技術提案に基づく工事施工状況、目的物の品質等を評価

### (評定の方法)

第5条 評定は、工事ごとに監督及び検査の必要な事項について、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定結果は、工事成績評定書（川崎市請負工事監督規程第5号様式又は川崎市請負工事検査規程第4号様式）に記録するものとする。

### (評定の採点)

第6条 評定者は、考査項目別運用表により採点を行い、採点の結果は、工事成績採点表（第1号様式）に記録するものとする。

### (評定の時期)

第7条 監督員の評定者は、工事の完成を確認したとき、検査員の評定者は、完成検査を実施したとき、それぞれ評定を行うものとする。

### (採点表の提出等)

第8条 監督員の評定者は、工事完成後それぞれの考査項目について評定を行い、工事担当課長（工事を担当する各かいの課長及び当該課長に相当する職にある者をいう。）の決裁後、検査員に提出する。

2 検査員は、完成検査後に検査員考査項目について評定を行い、評定点の合計を算出し、財政局資産管理部検査課長（以下「検査課長」という。）に報告を行うものとする。

3 検査員は、工事担当課長に工事成績評定書及び工事成績採点表を送付するものとする。

4 手直し工事確認後の評定は行わない。

### (評定点の通知)

第9条 前条第2項の送付を受けた工事担当課長は、項目別評定点（第2号様式）及び別

に定める様式により受注者に対し、評定点を通知する。

(評定の修正)

第 10 条 工事担当課長は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、検査課長と協議の上修正しなければならない。

2 工事担当課長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該工事の受注者に「工事成績評定通知書(第 3 号様式)」により通知するものとする。

(説明請求等)

第 11 条 第 9 条又は第 10 条による通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に、書面により、通知を行った工事担当課長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 工事担当課長は、前項による説明を求められたときは、回答書(第 4 号様式)により回答するものとする。

(説明請求の提出)

第 12 条 説明を求める書面の提出先は、工事担当課長とする。

(再説明請求に対する回答)

第 13 条 第 11 条第 2 項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から、起算して 14 日以内に、書面により、工事担当課長に対して評定の内容について、再説明を求めることができる。

2 工事担当課長は、前項による再説明を求められたときは、別に定める工事成績評定審査委員会の審議を経て回答書(第 4 号様式)により回答するものとする。

(評定点の公表)

第 14 条 評定点は、別に定める「川崎市請負工事成績評定結果の公表に関する実施要領」により、公表するものとする。

附 則

この要領は、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。

平成 10 年 4 月 1 日施行の川崎市請負工事成績評定要領は廃止する。

附 則

この改正要領は、平成 19 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この改正要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

この要領の規定は、施行日以降に完成検査を行う請負工事から適用する。

施行日前に完成検査を行う請負工事については、従前の規定を適用する。